

婚姻家族法（民法施行後）

第1章 通則

第1条及び第2条 失効

第2章 婚姻要件

第1節 婚姻の届出及び公告

第3条から第14条まで 失効

第2節 婚姻に対する異議

第15条から第20条まで 失効

第3節及び第4節

第21条から第37条まで 失効

第3章 離婚

第1節及び第2節

第38条から第68条まで 失効

第3節 離婚の効果

第69条から第75条まで 失効

第76条

離婚事件において、一方の当事者に責任がなく、かつ、必要がある場合には、当該当事者は、他方当事者に対して、扶養料の支払を請求することができる。（請求を受けた）他方当事者は、必要に応じて、その能力に従って当該当事者を援助しなければならない。

扶養料の額は、双方当事者の合意によって決定されなければならない。

当事者間で合意がされなかったときには、始審裁判所は、扶養料を定めなければならない。扶養料を受領する権利を有する当事者は、再婚したときは、扶養料を受領することはできない。

第77条

始審裁判所は、いずれかの当事者からの申出があれば、扶養料の増減に

ついて変更することができる。扶養料の増減の変更は、扶養料の支払義務者の支払能力、扶養料の受領権者の必要性に応じて定められる。扶養料は、金銭又は財産的価値を有するものでなければならない。

第78条 失効

第4章 外国における婚姻及び外国人との婚姻

第1節 婚姻

第79条

カンボジア王国民間の婚姻、又はカンボジア王国及び外国に居住する外国人との間の婚姻は、両者が居住する国に駐在するカンボジア王国の大使館又は領事館の登録官の面前でされることを要する。

婚姻が執り行われた地の法律の定める婚姻の方式に従って正式に執り行われたカンボジア王国国民同士の婚姻、又はカンボジア王国及び外国人との間の婚姻は、カンボジア王国の法律に反しない限りにおいて、カンボジア王国においても有効なものとして承認される。

カンボジア王国は、双方の配偶者の居住地を管轄するコミューン又はサンカットの戸籍簿に婚姻届又はその写しを登録することができる。

第80条

カンボジア王国及びカンボジア王国にいる外国人との間の婚姻は、カンボジア王国の法律による。

第2節 婚姻の解消

第81条

外国に居住するカンボジア王民間の婚姻、又は外国に居住するカンボジア王国国民及び外国人との間の婚姻の解消は、カンボジア王国においても有効なものとして承認される。

カンボジア王国内におけるカンボジア王国国民と外国人との間の婚姻の解消、又はカンボジア王国における外国人同士の婚姻の解消は、カンボジア王国の法律による。

カンボジア王国の始審裁判所は、カンボジア王国に居住するいずれか一方の配偶者からの婚姻の解消の申立てについて決定する権限を有する。

第5章 家族

第82条から第122条まで 失効